

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに陳述書の提出が必要となりました。

○入札書ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。

○不適法な入札が増えています。陳述書下部「注意」をよく読んでください。

（例）・陳述書の「 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は（略）暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。」欄は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札する場合などにチェックするものですので、そのような者がいない場合、はチェックしないでください。

・陳述書や陳述書別紙のフリガナも必ず記載してください。

○宅地建物取引業者の場合、宅地建物取引業者免許証（有効期限内のもの）の写しを提出してください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月24日
 京都地方裁判所第5民事部
 裁判所書記官 鶴 谷 博 也

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

| | |
|--|--|
| 入札期間 | 令和 8年 7月 9日から 令和 8年 7月16日 午後 5時00分まで |
| 開札期日 | 日 時 令和 8年 7月23日 午前 9時30分 場 所 京都地方裁判所売却場 |
| 売却決定 期日 | 日 時 令和 8年 8月 6日 午後 1時00分 場 所 京都地方裁判所第5民事部 |
| 買受申出の保証の 提供方法 | 下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に買受申出保証額を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 |
| 買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条) | ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者又は買受けについて農地法上の許可若しくは届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。 |
| 一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月24日から当庁2階の物件明細閲覧室に備え置きます。 | |



物件目録

- 1 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野
地 番 153番106
地 目 宅地
地 積 232.30平方メートル
- 2 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野 153番地106
家屋 番号 153番106
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 94.40平方メートル
2階 63.76平方メートル
- (現況)
- 種 類 居宅・店舗
床 面 積 1階 約140.90平方メートル
2階 63.76平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月10日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 藤 本 昌 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- 1 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野
地 番 153番106
地 目 宅地
地 積 232.30平方メートル
- 2 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野 153番地106
家屋 番号 153番106
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 94.40平方メートル
2階 63.76平方メートル
- (現況)
- 種 類 居宅・店舗
床 面 積 1階 約140.90平方メートル
2階 63.76平方メートル



令和7年(ケ)第66号
令和7年6月5日受理
令和7年8月12日提出

現況調査報告書

京都地方裁判所

執行官 東 畑 哲

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野
地 番 153番106
地 目 宅地
地 積 232.30平方メートル
- 2 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野 153番地106
家屋 番号 153番106
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 94.40平方メートル
2階 63.76平方メートル



| | | | |
|----------------|---|--|--|
| 不動産の表示 | 「物件目録」のとおり | | |
| 住居表示 | (住居表示未実施) | | |
| 土 地 | 物件1 | | |
| 現況地目 | <input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件) <input type="checkbox"/> (物件) | | |
| 形 状 | <input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/> | | |
| 占有者及び占有状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が、本土地上下に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり <input type="checkbox"/> | | |
| 下記以外の建物(目的外建物) | <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり) | | |
| そ の 他 | <input checked="" type="checkbox"/> 「その他の事項」のとおり | | |
| 建 物 | 物件2 | | |
| 種類、構造及び床面積の概略 | <input type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる(<input type="checkbox"/> 主である建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input checked="" type="checkbox"/> 種 類 居宅・店舗 <input type="checkbox"/> 構 造 <input checked="" type="checkbox"/> 床面積 1階 現況約140.90㎡ | | |
| 物件目録にない附属建物 | <input checked="" type="checkbox"/> ない { 種類: <input type="checkbox"/> ある { 構造: 床面積: | | |
| 占有者及び占有状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を居宅(空き家)として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり | | |
| 上記以外の敷地(目的外土地) | <input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり) | | |
| そ の 他 | <input checked="" type="checkbox"/> 「その他の事項」のとおり | | |
| 執行官保管の仮処分 | <input checked="" type="checkbox"/> ない [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 <input type="checkbox"/> ある [保管開始日 平成 年 月 日 | | |
| 土地建物の位置関係 | <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり | | |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(その他の事項用)

その他の事項

目的物件の状況

- 1 別添写真のとおり
- 2 本件土地の状況
 - (1) 南東側で建築基準法上の道路（私道）と接している。
 - (2) 現地概測の結果、本件土地の形状等は地積測量図と概ね符合した。
- 3 本件建物の状況
 - (1) 1階西側洋室の壁に雨漏りが原因と考えられるクロスの剥れ及び汚れがある。
 - (2) 本件建物を概測した結果、1階部分に増築部分（現況約46.50㎡）があり、形状は土地建物位置関係図・建物見取図のとおりである。

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等

| 陳述者 (当事者等との関係) | 陳述内容等 |
|-------------------|--|
| ■所有者(回答書) | <ol style="list-style-type: none">1 本件建物は一部家具が置いていますが空き家です。2 本件建物は誰にも貸していません。 |

(執行官の意見用)

執行官の意見

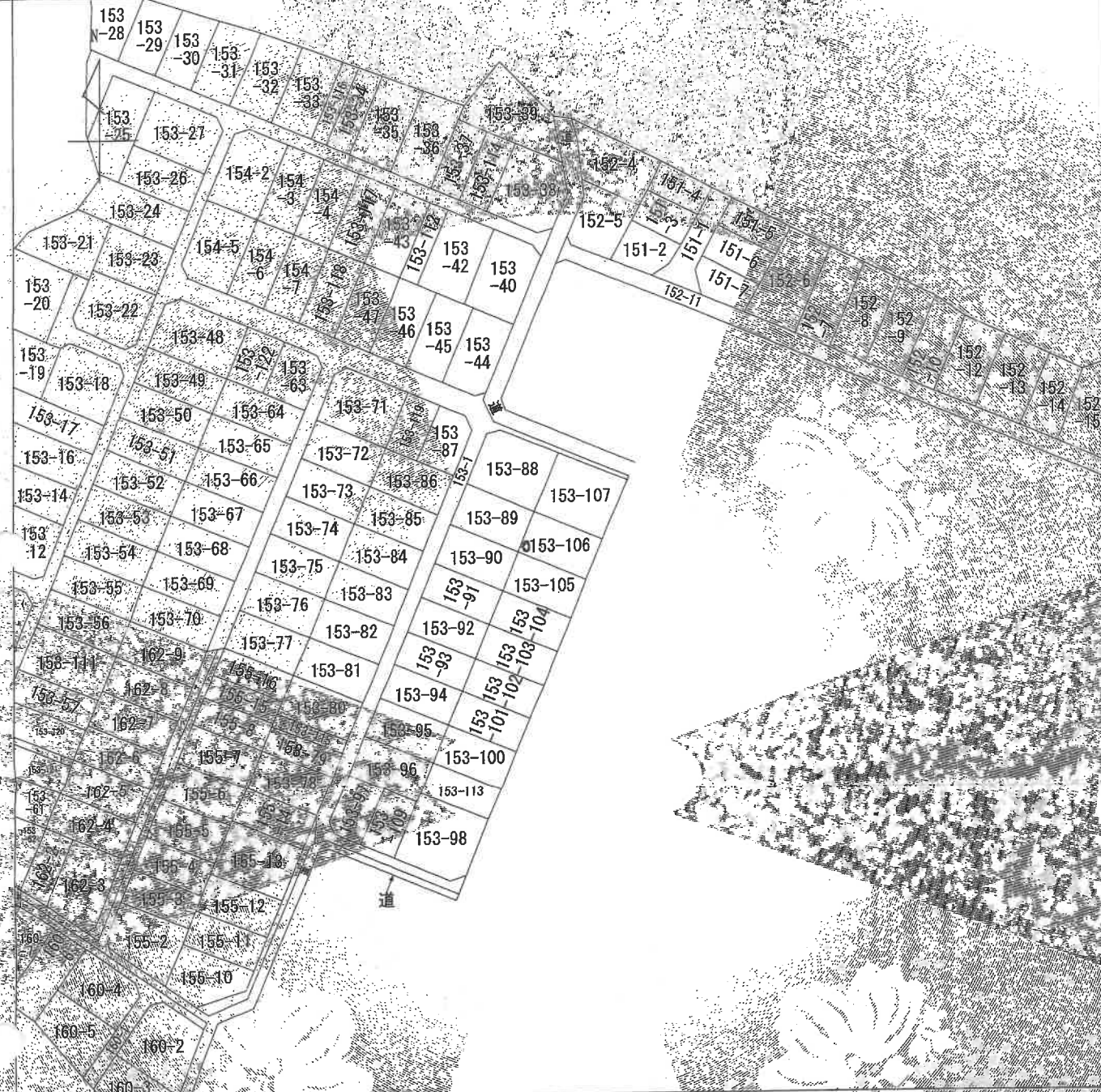
- 1 本件各物件の状況は、地積測量図、建物図面（各階平面図）、土地建物位置関係図・建物見取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 立入調査の結果及び関係人の陳述等から、所有者が本件建物を居宅（空き家）として使用していることが認められ、2ページのとおり認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

| 調査の経過 | | |
|--|--------|------------------|
| 調査の日時 | 調査の場所等 | 調査の方法等 |
| 7年7月1日 15:30-15:40 | 物件所在地 | 所在調査, 写真撮影, 占有確認 |
| 7年7月2日 | 当庁 | 所有者宛照会文書送付 |
| 7年7月17日 14:40-15:20 | 物件所在地 | 立入調査, 写真撮影 |
| 年 月 日 : - : | | |
| 年 月 日 : - : | | |
| <p>(特記事項)</p> <p>■ 令和7年7月17日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p>■ 令和7年7月17日 目的物件は不在だったので、立会人を立ち合わせ、建物内に立ち入った。</p> <p>□ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> | | |

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 153-10 ハ 162-1 ニ 155-1
ロ 153-8 ヒ 155-2 ホ 155-1



(注) 地図と異なる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法の図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面を、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | |
|-----------------------|------------|------------------|--------------------------------------|---------|-----------|
| 請求 部 | 所在 | 船井郡京丹波町富田蒲生野 | 地番 | 153番106 | |
| 出 縮 尺 | 1/1200 | 精 度 区 分 | 地 図 に 準 ず る 区 画 | 種 別 | 日本地台限附属地図 |
| 作 成 年 月 日 | 昭和43年9月23日 | 作 成 者 | 福岡法務局 | 備 考 | |

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を証明し、書面を添付する。

(京都地方法務局園部支局管轄)

令和7年4月15日

福岡法務局

地図整理番号：M70953

登記官

0510796

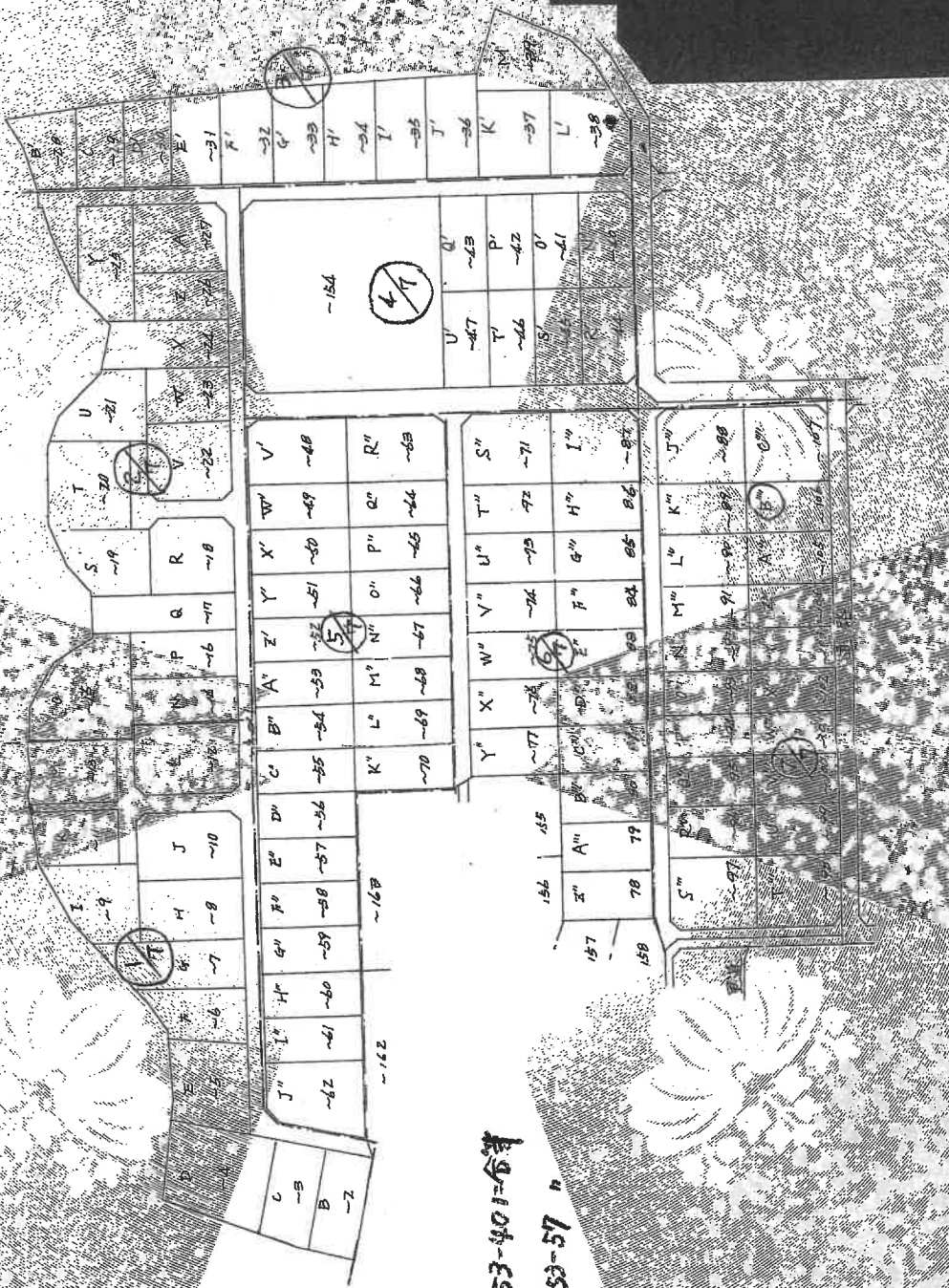
246.8 11

| | |
|-------|-----------|
| 作製年月日 | 昭和六年七月十五日 |
| 作製者 | |

土地所在

153-106, 153-109, 153-110, 153-120

| | |
|-------|------------------------|
| 地番 | 153-41, 153-58, 153-59 |
| 土地の所在 | 船井郡京丹波町吉田 |



153-41 → 153-401=6等
 (153-58) → 153-57 "

| | |
|----|-------|
| 縮尺 | 1/200 |
|----|-------|

登記年月日：昭和46年8月15日

これは図面に記録された内容と異なる内容が図面に記載されている場合があります。
 (京都地方支務局國部支局管理)
 令和7年4月15日 福岡法務局

請求番号：5-1

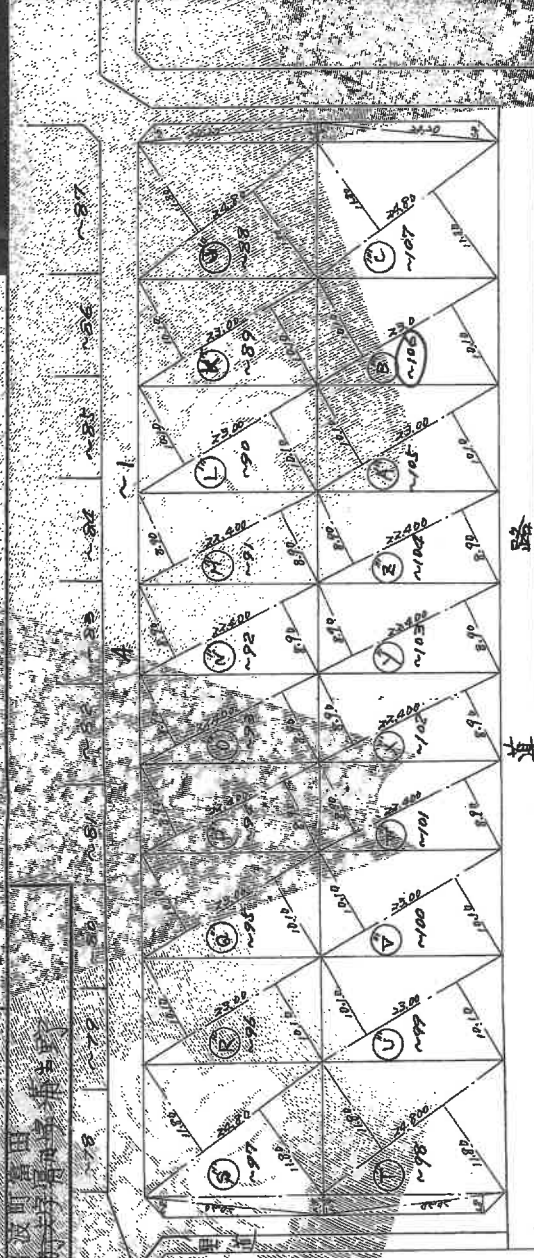
7/7

S 44 8 川

0510805

地積測量図

作製年月日 昭和46年7月15日
 申請人 〇〇〇〇〇〇



道 路

求積表

| 地番 | 計算式 | 積面積 | 面積 |
|-----|-----|-----|-----|
| 1" | ... | ... | ... |
| 2" | ... | ... | ... |
| 3" | ... | ... | ... |
| 4" | ... | ... | ... |
| 5" | ... | ... | ... |
| 6" | ... | ... | ... |
| 7" | ... | ... | ... |
| 8" | ... | ... | ... |
| 9" | ... | ... | ... |
| 10" | ... | ... | ... |
| 11" | ... | ... | ... |
| 12" | ... | ... | ... |
| 13" | ... | ... | ... |
| 14" | ... | ... | ... |
| 15" | ... | ... | ... |
| 16" | ... | ... | ... |
| 17" | ... | ... | ... |
| 18" | ... | ... | ... |
| 19" | ... | ... | ... |
| 20" | ... | ... | ... |

求積表

| 地番 | 計算式 | 積面積 | 面積 |
|-----|-----|-----|-----|
| 1" | ... | ... | ... |
| 2" | ... | ... | ... |
| 3" | ... | ... | ... |
| 4" | ... | ... | ... |
| 5" | ... | ... | ... |
| 6" | ... | ... | ... |
| 7" | ... | ... | ... |
| 8" | ... | ... | ... |
| 9" | ... | ... | ... |
| 10" | ... | ... | ... |
| 11" | ... | ... | ... |
| 12" | ... | ... | ... |
| 13" | ... | ... | ... |
| 14" | ... | ... | ... |
| 15" | ... | ... | ... |
| 16" | ... | ... | ... |
| 17" | ... | ... | ... |
| 18" | ... | ... | ... |
| 19" | ... | ... | ... |
| 20" | ... | ... | ... |

登記年月日：昭和46年8月11日

これは図面に記載されている内容を証明した測量図である。

(京都地方事務局長官印) 令和7年4月15日 福岡法務局

7/7

平成27年10月3日

0552852

建物図面

家屋番号 1-53番 1.0.6

船井郡京丹波町高田 1.5.3番地 1.0.6

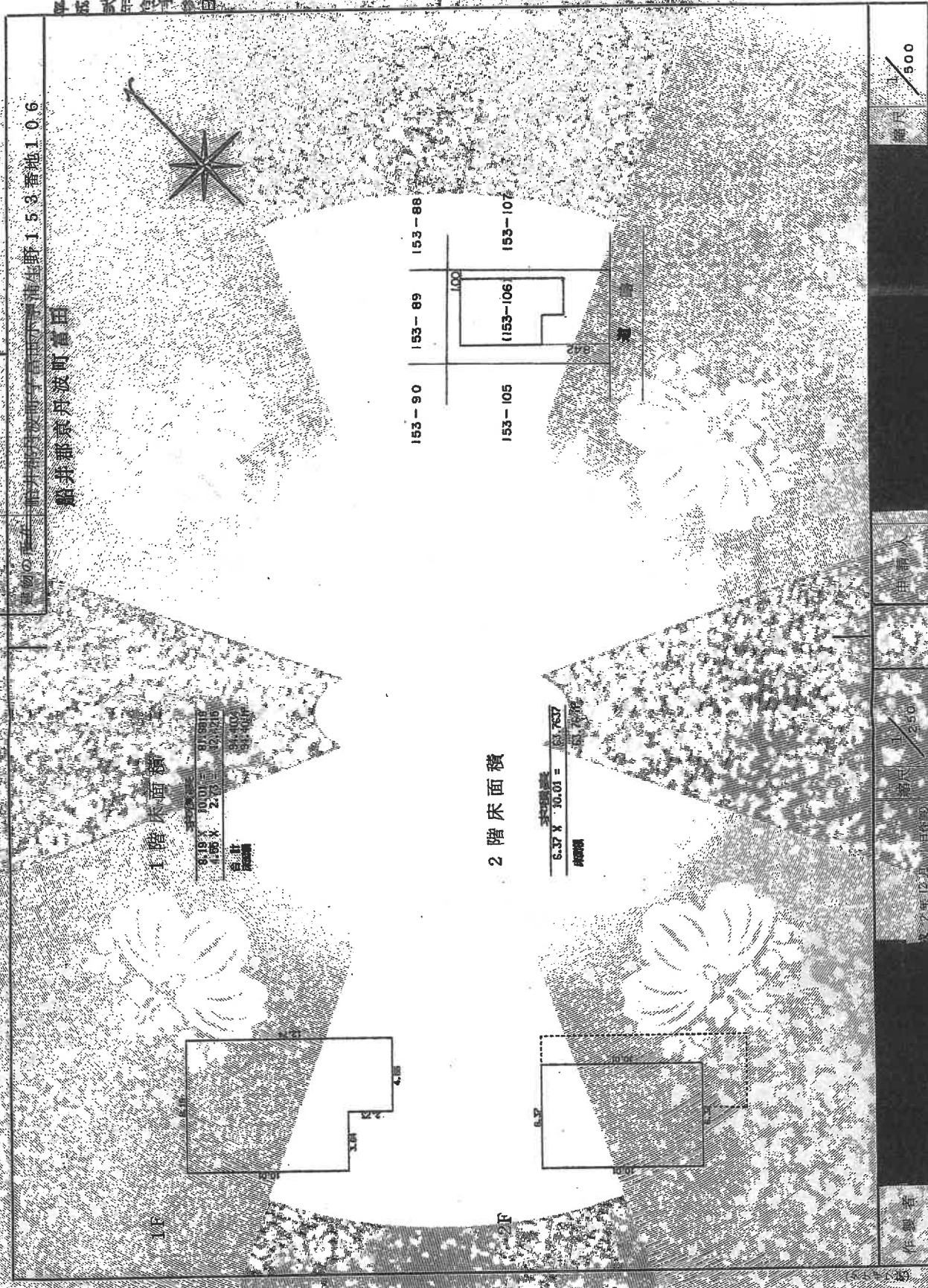
各階平面図

1階床面積

8.18 x 10.01 = 82.3118
4.55 x 2.73 = 12.4215
合計 94.7333

2階床面積

6.37 x 10.01 = 63.7637



登記年月日：平成27年10月3日

これは図面に記載されている内容に準じて作成された図面です。
(京都地方支庁法務局 図部支庁管理課)
令和7年4月15日 福岡法務局

1



2





3



4



5



6



7

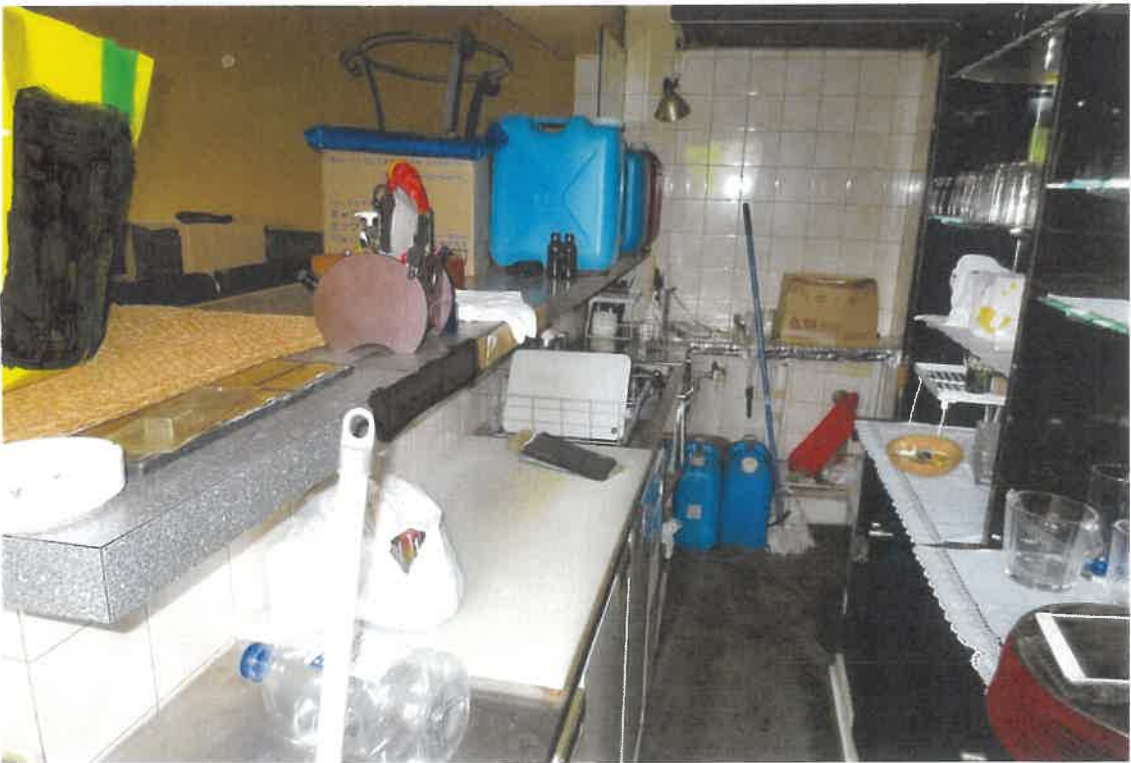


8





10



11



12



13



14



15

求 意 見 書

池田 祥司 殿

令和 8年 4月 17日

京都地方裁判所第5民事部

裁判所書記官 鶴 谷 博

別紙物件目録記載の不動産につき、売却基準価額を、別紙のとおり変更することについて、意見を求めます。

本書面を受け取った日から14日以内に、下記欄に記載をして提出してください。

意 見 書

売却基準価額の変更は、

- ① 相当である。
- (2) 不相当である。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

(3) その他

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

令和 8年 4月 17日

評価人 池田 祥司



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 船井郡京丹波町富田蒲生野 |
| | 地 番 | 153番106 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 232.30平方メートル |
| 2 | 所 在 | 船井郡京丹波町富田蒲生野 153番地106 |
| | 家屋 番号 | 153番106 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 94.40平方メートル 2階 63.76平方メートル |



物 件 目 録

- 1 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野
地 番 153番106
地 目 宅地
地 積 232.30平方メートル
- 2 所 在 船井郡京丹波町富田蒲生野 153番地1-06
家屋 番号 153番106
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 94.40平方メートル
2階 63.76平方メートル



令和 7 年 (ケ) 第 66 号
令和 7 年 7 月 17 日 現地調査
令和 7 年 8 月 18 日 評価

京都地方裁判所 御中

評 価 書

評 価 人 不動産鑑定士

森 田 信 彦

第1 評価額

| 一 括 価 格 | |
|----------|---------------|
| 金 | 3,250,000 円 |
| 内 訳 価 格 | |
| 物件1 (土地) | 金 1,780,000 円 |
| 物件2 (建物) | 金 1,470,000 円 |

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

| 番号 | 所在等 | 登 記 | 現 況 |
|----|------------------------------------|--------------|--|
| 1 | 所 在 地 番 地 目 地 積 | 「物件目録記載のとおり」 | 「同 左」 |
| 2 | 所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積 | 「物件目録記載のとおり」 | 「同 左」 居宅・店舗 現況床面積 1階約140.9m ² |
| 番号 | 特 記 事 項 | | |
| | 特にない。 | | |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1)

| | | |
|---|--|---|
| 位置・交通 | JR山陰本線「下山」駅の南方・道路距離約 5.4 km 最寄バス停「自然公園前」の北方・約 750m (徒歩約 10分) (別添「位置図」参照) | |
| 付近の状況 | 中小規模住宅が点在し、空地、太陽光パネル敷地も見られる小規模住宅団地 | |
| 主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制) | 都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制 | 非線引都市計画区域 用途指定なし 60 % 200 % なし - |
| 画地条件 | 間口 約11.8 m、奥行約 20 mの 長方形地 公図、地積測量図のとおり | |
| 接面道路の状況 | 南東側幅員約 4.2 mの 私道 に 等高 に接する。 (建築基準法第 42条 1項 3号道路) | |
| 土地の利用状況等 | 現況調査報告書記載のとおり | |
| 供給処理施設 | 上水道: あり ガス配管: なし 下水道: なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。 | |
| 特記事項 | ・特にない。 | |

2 建物の概況及び利用状況 (物件 2)

| | |
|-----------------|---|
| 区 分 | 主である建物 |
| 建築時期及び経済的残存耐用年数 | 建築年月日 (登記記載): 平成2年12月1日 新築 経 過 年 数 : 約 35 年 経済的残存耐用年数 : 経済的耐用年数はほぼ満了している。 |
| 仕 様 | 構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 吹付、化粧板貼、コンクリートパネル等 内 壁 : ビニールクロス・合板等 天 井 : ビニールクロス・合板等 床 : 合板、畳等 設 備 : 電気、給水設備等 そ の 他 : - |
| 床面積(現況) | 第3項目的物件欄記載のとおり。 |
| 現 況 用 途 等 | 現況用途: 居宅・店舗 間 取 り: (付属資料建物見取図のとおり) |
| 品 等 | 普通 |
| 保守管理の状態 | 普通 |
| 建物の利用状況 | 現況調査報告書記載のとおり |
| 特 記 事 項 | <ul style="list-style-type: none"> ・現況は1階部分の道路側南東側が主に店舗(飲食店)として増築されているが、時期は不明である。なお、固定資産評価証明書に記載されている評価床は、増築部分(種類:倉庫)の床面積は26.40㎡とされている。 ・物件2の建築確認を確認した(平成2年9月10日、2園第246号)が、完了検査はなかった。 |

第5 評価額算出の過程

I 積算価格の試算

[1] 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

| 番号 | 標準画地価格 (円/㎡) ア | 個別 格差 イ | 地積 (㎡) ウ | 建付減価 エ | 建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ |
|----|----------------------|---------------|----------------|-----------|-----------------------------------|
| 1 | 18,400 | 1.03 | 232.30 | 0.90 | 3,960,000 |
| | | | | | |
| | | | | | |

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価調査 京丹波 (府) -1

基準価格(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $20,900 \times \frac{99}{100} \times \frac{100}{102} \times \frac{100}{110} = 18,400$

◇ 時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正： 方位等 (1.02)

◇ 地域格差： 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $\frac{100}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{110} \times \frac{100}{100} \approx \frac{100}{110}$

イ 個別格差： 方位、形状 (1.03)

ウ 地積： 登記数量による

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

| 番号 | 再調達原価 (円/㎡) ア | 現況延床面積 (㎡) イ | 現価率 ウ | 建物の価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ |
|----|---------------------|--------------------|----------|---------------------------------|
| 2 | 180,000 | 204.66 | 0.05 | 1,840,000 |
| | | | | |
| | | | | |

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して対象建物の現価率を査定するものであるが、対象建物は既に経済的耐用年数を経過している。

よって、現価率 0.05 と査定する。

II 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、本件は賃貸を想定することが困難な物件であるので、収益還元法は適用しない

① 土地利用権等価格

| 物件 番号 | 建付地価格(円) | 土地利用権等割合 | | 土地利用権等価格(円) |
|----------|-----------|----------|-------|-------------------|
| | ア | イ | | ア×イ (万円未満四捨五入) |
| 1 | 3,960,000 | 20% | 法定地上権 | 790,000 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

イ 土地利用権等の割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

| 物件 番号 | 基礎となる価格 (円) | 土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) | 占有減 価修正 | 市場性 修 正 | 競売市 場修正 | 評 価 額 (円) |
|--------------|----------------|----------------------------|------------|------------|------------|---------------------------|
| | ア | イ | ウ | エ | オ | (ア+イ)×ウ×エ×オ (万円未満四捨五入) |
| 1 | 3,960,000 | -790,000 | / | 80% | 70% | 1,780,000 |
| 2 | 1,840,000 | +790,000 | | 80% | 70% | 1,470,000 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 一 括 価 格 (合計) | | | | | | 3,250,000 |

ウ 占有減価修正： 修正の必要がない

エ 市場性修正： 郊外の住宅地で需要が低いことを考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 地価調査基準地 (京丹波(府)-1)
所 在 : 船井郡京丹波町蒲生蒲生野353番3
価 格 : 20,900 円/㎡
位 置 : JR山陰本 線「 下山 」駅の 南 方、道路距離約 5.8 km
価 格 時 点 : 令和 6年 7月 1日
地 積 : 165 ㎡
供給処理施設 : 水道有
接 面 街 路 : 東方 4.5 m 町道
用 途 指 定 等 : 非線引都市計画区域 (建ぺい率 60 %、容積率 200 %)

地 域 の 概 要 : 中小規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

- 2 固定資産税評価額(令和 7年度)
物件1(土地): 1,537,737 円
物件2(土地): 2,652,034 円 (専用住宅)
物件2(土地): 260,707 円 (倉庫)

第7 付属資料の表示

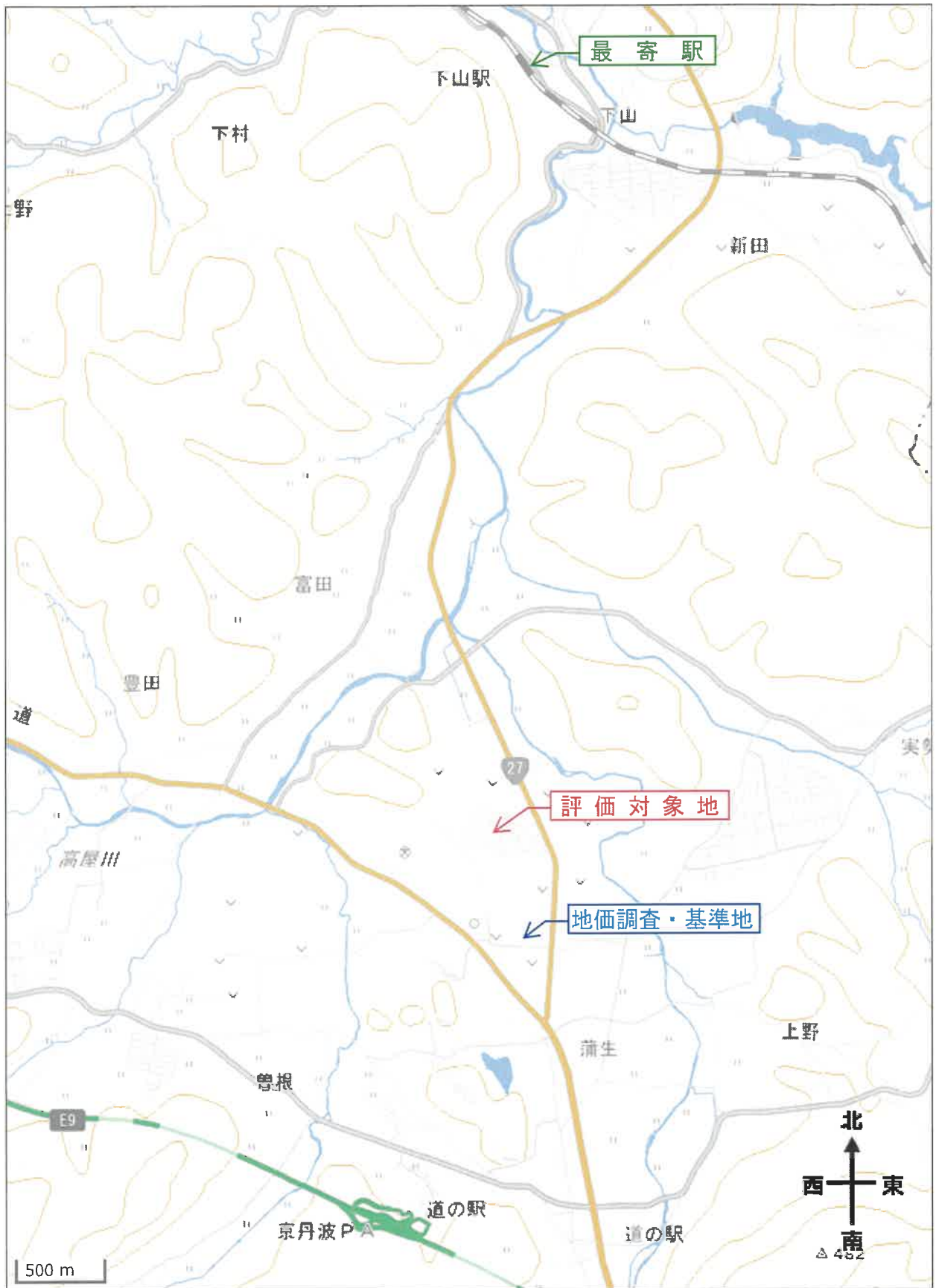
- 1 位 置 図
- 2 付 近 地 図

以上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 船井郡京丹波町富田蒲生野 |
| | 地 番 | 153番106 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 232.30平方メートル |
| 2 | 所 在 | 船井郡京丹波町富田蒲生野 153番地106 |
| | 家屋 番号 | 153番106 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 94.40平方メートル 2階 63.76平方メートル |





出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用



出典：地理院タイル(淡色地図)を加工して利用